

第 4190 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2011年)平成23年 3月 1日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ ゴルフ会員権の譲渡損益

Q：ゴルフ会員権を譲渡した場合の所得、損失はどのような取扱いになるのですか？

A：次のような取扱いになっています。

【解説】

ゴルフ会員権には、株式形態のものや預託会員制のものがありますが、いずれも譲渡した場合の所得は、原則として、譲渡所得となり、他の所得と合算され課税される（営利目的で継続的に売り買いが行われている場合は事業所得又は雑所得となる）こととなっています。

譲渡所得は、次のように計算されます。

① 譲渡益の計算

収入金額－（取得費＋譲渡費用）＝譲渡益

② 譲渡所得の金額

①－特別控除（50万円）＝譲渡所得の金額

③ 課税譲渡所得金額

イ．所有期間が5年以下の場合は②の譲渡所得の金額が課税対象になります。

ロ．所有期間が5年超の場合は②の譲渡所得の金額の2分の1に相当する金額が課税対象となります。

なお、譲渡収入金額が取得費及び譲渡費用に満たない場合の損失額は、その譲渡が譲渡所得又は事業所得に該当する場合には、他の所得と損益通算することが認められています。

したがって、この場合には、確定申告をすることによって所得税額が還付されることとなります。

